

特定事業主行動計画（次世代法）に基づく取組の実施状況の公表

次世代法第19条第6項の規定に基づき、特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況を公表します。

- ① 令和11年度までに、一般行政部門における男性の育児休業取得率を85%以上、
一般行政部門以外の男性における育児休業取得率を50%以上にする。
令和16年度までに、全部門における男性の育児休業取得率を85%以上にする。

目標設定時点(令和5年度)	令和6年度実績	令和7年度実績
53.1%	一) 84.6% 他) 40.0%	一) 92.9% 他) 73.3%

※一)は一般行政部門、他)は一般行政部門以外を表します。
※育児休業取得率は2週間以上取得した職員の割合とします。

- ② 令和16年度までに、管理職以外の職員1人あたりの年間の超過勤務時間数を年180時間以下にする。
(市長事務局・各行政委員会・消防本部・企業局合計)

目標設定時点(令和5年度)	令和6年度実績	令和7年度実績	【算定方法】 超過勤務時間合計÷ 一般職の職員数 ※管理職除く
174.0時間	185.3時間	172.8時間	

- ③ 令和16年度までに、年次有給休暇取得日数を年14日以上にする。

目標設定時点(令和5年)	令和6年	令和7年
14.3日	14.1日	14.6日

- ④ 令和16年度までに、男性職員の配偶者の出産に係る特別休暇の取得率を以下の値とする。

- ・配偶者出産休暇:100%(令和11年度までは75%)
- ・育児参加休暇:100%(令和11年度までは50%)

目標設定時点(令和5年度)	令和6年度実績	令和7年度実績
配) 68.8% 育) 18.8%	配) 73.9% 育) 13.0%	配) 62.1% 育) 31.0%

※配)は配偶者出産休暇、育)は育児参加休暇を表します。

- ⑤ 令和11年度までに、男性職員の配偶者の出産に係る特別休暇の平均取得日数を合計3日以上にする。
令和16年度までに、男性職員の配偶者の出産に係る特別休暇の平均取得日数を合計5日以上にする。

目標設定時点(令和5年度)	令和6年度実績	令和7年度実績
2.5日	2.3日	3.2日